



ひとり親家庭になるとき、なったとき

1 離婚を考えている方

●川崎市ホームページ「離婚について考えている方・悩んでいる方へ」も参考にしてください。
参考になるWebサイト等の情報も掲載しています。



(1) 令和8年度 川崎市「知ろう 学ぼう 子どものための離婚講座」

こどもへの説明の仕方、養育費・親子交流等、お子さんがいるご夫婦が離婚される場合に、知っておいた方が
いいこと、決めておいた方がよいことをお伝えする各講座(メンタルケア編、離婚条件編、マネー編)を実施します。

メンタルケア編

- ・子どもへの影響
- ・子どもへの伝え方
- ・親のメンタルケア

離婚条件編

- ・親権(共同親権)
- ・養育費、親子交流
- ・財産分与 など

マネー編

- ・各種手当や助成
- ・離婚後の教育費
- ・親自身の生活費

【講座日程】

	メンタルケア編	離婚条件編	マネー編
第1回	6/10(水)	7/1(水)	7/15(水)
第2回	10/3(土)	10/26(月)	11/30(月)
第3回	1/21(木)	2/18(木)	3/4(木)



また、講座で知識を身につけたうえで、ご自身の状況に合わせた個別の相談を希望される方には、
講座終了後にZoomによる個別相談のご案内をさせていただきます。(1時間程度・無料)

※個別相談に関する詳細は各講座の中でご案内いたします。(定員あり)

(2) 離婚・別居を考えているお父さんお母さんへ こどものための共同養育計画書

協議離婚の際には、こどもの親権者(監護者)だけでなく、子育ての分担、親子交流、養育費の分担についても「こどもの利益を最も優先して考慮しなければならない」と民法に規定されています。

法務省において、離婚後の子育てに関する取決め(共同養育計画書の作成)や、取決めが守られない場合の実現方法について、
わかりやすく説明したパンフレットを作成していますので、参考にしてください。

共同養育計画書ってなに？

離婚や別居をする父母が、こどもの健やかな成長のために、離婚後や別居中の子育てに関する取決めを
する文書です。話し合いや裁判所の調停などで作成します。お子さんや父母のため、離婚や別居をする前に
作成するのが望ましいですが、離婚や別居後に作成しても構いません。



【記載すること】

親権者・監護者

こどもが住む場所

養育費・婚姻費用

親子交流

重要な事項の決め方
(こどもの名字、転居、医療、進学・就職等)

再協議
(事情が変わり得るタイミングで再度話し合いの機会を設けること)

●安全・安心な話し合いが難しい時は、無理に話し合う必要はありません。弁護士等の支援や家庭裁判所の調停、審判等を利用してください。

親権やこどもの生活場所等について、原則の形はありません。こどもにとって一番よい形を選んでください。

【参考】法務省パンフレット

■共同養育計画書(例です。具体的な内容は個別の事情に応じて決めます。)

子どもの名前と親権者

法務まもる(●年●月●日生)・父母の共同親権

法務あゆみ(●年●月●日生)・父母の共同親権



共同養育計画
作成支援ページ

こどもの住所

母の住所地

父の親子交流

月●回、父が母の住所地に迎えに行き、送り届ける。

年●回、●泊程度。実施については前月に別途協議する。

こどもの意見や健康状況等に応じ、こどもの利益に配慮して、柔軟に対応する。

養育費

父は、母に対して、次のとおり養育費を支払う。

金額 　　こども一人について月額●万円

期間 　　それぞれ22歳になった後の最初の3月31日まで

支払時期 毎月末までに、母名義の銀行口座(●)に振り込む。

再協議

こどもの成長等に応じて必要になったら、共同養育計画書の見直しについて話し合う。

まもるの養育費の期間が終わったら、あゆみの養育費の金額について再協議する。

2026年●月●日

父 神奈川県川崎市●-2-3 法務太郎(自筆) 印

母 神奈川県川崎市●-3-2-1 法務花子(自筆) 印(※)

(※)実印や離婚届に押したものと同一ものが望ましいです。

(3) 専門の弁護士による法律相談

※12ページ(母子・父子福祉センターサンライヴ)にも記載しています。

さまざまな事情を抱えるひとり親やお子さんのいる離婚前の方へ、弁護士による無料法律相談を実施しており、お子さんのいらっしゃる離婚を考えている方も利用できます。

対 象：こどものいる離婚を考えている方、ひとり親家庭の方、寡婦の方

相談窓口：母子・父子福祉センターサン・ライヴ 044-733-1166

相談内容：離婚、親権、養育費、財産分与、慰謝料、借金等、法律に関する相談

知っていますか？ADR(裁判外紛争解決手続き)

ADRとは、民事上のトラブルについて、裁判によらず公正中立な第三者が当事者間に入り、話し合いを通じて解決を図る手続きのことです。「(元)夫婦だけでは話し合えない、でも弁護士に依頼して裁判所で争いたいわけではない」というときに検討してください。土日利用できる、オンラインで話し合える、比較的短期間で合意できるなどのメリットがあります。

川崎市では、養育費の取り決めのために認証ADR事業者によるADRを利用した場合の手数料も補助金の対象となります。(P24(9)参照ください。)

認証ADR事業者は法務省の「かいけつサポート」から探すことができます。

【HP】 <https://www.adr.go.jp/>



特集 民法改正

●こどものことを一番に考えて離婚後の親の責務を明確化。

親の責務に関するルールの明確化

Q 親の責務ってどういうこと？
何をすればいいの？



こどもの未来を担う親としての責任

親権や婚姻関係があるかどうかに関わらず、こどもを育てる責任と義務についてのルールが明確にされました。

●こどもの人格の尊重●

こどもが心も体も元気でいられるように育てる責任があります。こどもの利益のため、意見をよく聞き、人格を尊重しなければなりません。

●こどもの扶養●

こどもを養う責任を指します。こどもが親と同じくらいの生活を送れる水準でなければなりません。

●父母間の人格尊重・協力義務●

こどものためにお互いを尊重して協力し合うことが大切です。下記のようなことは、このルールに違反する場合があります。

- ・暴力や相手を怖がらせるような言動
- ・他方の親によるこどもの世話を不当にじゃますること
- ・理由なくこどもの住む場所を変えること(※)
- ・約束した親子の交流をさまたげること

※暴力等や虐待から逃げることはルールに違反しません。

●すべてはこどもの利益のために●

親権はこどもの世話やお金や物の管理など、こどもの利益を守るために使われなければなりません。



「親の責務に関する
ルールの明確化」の
詳しい情報はこちらから

親権に関するルールの見直し

Q 新たな選択肢、共同親権で
どんなことが変わるの？



新たな選択肢が広がります

1人だけが親権を持つ【単独親権】のほかに、離婚後に父母2人ともが親権を持つ【共同親権】の選択ができるようになります。

●父母2人ともが親権を持つ【共同親権】の場合●

■日常のことは一方の親で決められる

毎日の生活に必要なこと、例えば食事や着る服を決めること、短い旅行、予防接種や習い事などは、父母のどちらかで決めることができます。

■大切なことは父母2人で話し合う

こどもの住む場所を変えることや将来の進学先を決めること、心と体の健康に大きな影響を与える治療やこどものお金の管理などについては父母が話し合って決められます。なお、父母の意見が対立するときには、家庭裁判所で、父母のどちらかが1人でその事項を決められるようにする裁判を受けることもできます。

一方の親が決められる緊急のケース

暴力等や虐待から逃れるために引っ越すこと、病気やけがで緊急の治療が必要な場合などは、父母のどちらでも1人で決めることができます。



「親権者の決め方は？」「親権者は変えられる？」
「こどもの世話(監護)についての決まりは？」など
の詳しい情報はこちらから

●親権、養育費、親子交流などについてのルールが 新しくなりました。

(こども家庭庁パンフレットから抜粋)

養育費の支払い確保に向けた変更点

Q 養育費のルール、
どんなことが変わるの？



こどもの生活を守るために

養育費を確実に、しっかりと受け取れるように新たなルールの創設やルールの見直しが行われました。

●取り決めの実効性アップ●

文書で養育費の取り決めをしていれば、支払いが滞った場合にその文書をもって一方の親の財産を差し押さえるための申し立てができるようになります。

●法定養育費とは●

離婚時に養育費の取り決めがなくても、取り決めるまでの間、こどもと暮らす親が他方の親へ、こども一人あたり月額2万円の養育費を請求できる制度です。離婚後もこどもの生活が守られるよう設けられました。養育費が決まるまでの暫定的、補充的なものです。

※法定養育費は父母間で取り決めるべき養育費の標準額や下限額を定める趣旨のものではありません。

●裁判手続きがスムーズに●

家庭裁判所は養育費に関する裁判手続きをスムーズに進めるために収入情報の開示を命じることができることとしています。

また、養育費を請求する民事執行の手続きでは、地方裁判所に対する1回の申し立てで財産の開示、給与情報の提供、判明した給与の差し押さえに関する手続きを行うことができますようになります。



「養育費の支払い確保に向けた変更点」の
詳しい情報はこちらから

安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

Q 安全・安心な
親子交流って？



こどものことを最優先に行われます

親子交流や父母以外の親族との交流に関するルールが見直されました。

●親子交流の試行的実施●

家庭裁判所の手続き中に親子交流を試行的に行うことができます。家庭裁判所はこどものために最優先に考え、実施が適切かどうかや調査が必要かなどを検討し実施をうながします。

●婚姻中別居時の親子交流●

父母が婚姻中にこどもと別居している場合の親子交流は、こどものことを最優先に考えることを前提に、父母の協議で決め、決まらない時は家庭裁判所の審判等で決めることがルールとなります。

●父母以外の親族とこどもの交流●

こどもと祖父母などとの間に親子のような親しい関係があり、こどものために必要があるといった場合は、家庭裁判所はこどもが父母以外の親族との交流を行えるようにできます。



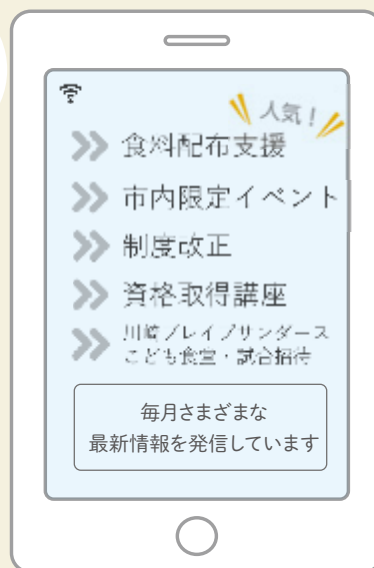
「安全・安心な親子交流の実現に向けた
見直し」の詳しい情報はこちらから

＼ひとり親家庭の方へ届けます／



公式 SNS で配信中！ ぜひ登録・友だち追加 してください

ひとり親家庭の方が受けられる支援の情報は
各配信アカウントの登録がおすすめです。
使いやすいアカウントをご利用ください。



01



LINE公式アカウント
川崎市ひとり親家庭支援

02



ひとり親家庭応援
メールマガジン

03



X公式アカウント
川崎市ひとり親家庭応援

【配信例】

プロバスケットボール
クラブ「川崎ブレイブ
サンダース」のホーム
ゲームを観戦できる
ゲームを無料招待プ
(抽選あり) 無料招待プ
ログラムの情報も！

04



ひとり親家庭のために

「手当・助成」「子育て・生活に関するこ
と」「仕事・就職・資格取得」「貸付」「法
律相談・養育費の確保」などのさまざ
まな支援や制度を市ホームページに掲載し
ています。

【配信例】

「グッドごはん」は1
世帯あたりおよそ
10,000円相当の食
品を無料提供してい
ます

こちらもチェック！

令和8年1月リニューアル「かわさき子育てアプリ すくすく」
『かわさき子育てアプリ すくすく』は、妊娠・出産から子育て期を
楽しく過ごしていただくために妊娠届出・児童手当等の手続きや、
地域の子育て施設・イベント情報の検索・申込等様々な機能をお届
けする、川崎市公式子育てアプリです。



2 離婚によりひとり親になった方（手続き一覧）

区役所で

※区役所の問合せ先一覧はP62参照

手 続 き	内 容	窓 口
離婚の届出	裁判・調停・審判離婚の場合、成立・確定した日から10日以内の届出が必要です。	区民課住民記録第3係
離婚後の氏の設定	離婚の際に使用していた氏を称する場合 ※離婚の日から3か月以内の届出が必要です。	
住所の異動	離婚後住所の変更がある場合	区民課住民記録第1係
個人番号カードの変更	氏・住所に変更がある場合	
印鑑登録の変更	氏の変更により印鑑登録が抹消になる場合があります。	
国民健康保険の加入	配偶者の職場の健康保険の扶養を外れた場合	保険年金課国民健康保険担当 ※転入・転出などの手続きを伴う場合は、区民課住民記録第1係
国民健康保険の資格確認書・資格情報のお知らせの記載内容の変更	住所・世帯主に変更がある場合	区民課住民記録第1係
	氏に変更がある場合	区民課住民記録第3係
子の戸籍の変更	離婚届では、お子さんの戸籍に変動はありません。①、②の順で手続きをする必要があります。	
	子の氏の変更許可申立	①家庭裁判所
	入籍届	②区民課住民記録第3係
児童手当の届出 記載P20	受給者を変更する場合	区民課住民記録第2係
公立小中学校関係の届出	保護者や住所の変更がある場合	
保育所等関係の届出	氏・住所・保護者・世帯構成に変更がある場合	地域みまもり支援センター児童家庭課
児童扶養手当の申請 記載P20	要件がありますので、詳しくはP20をご覧ください。	
ひとり親家庭等医療費助成の申請 記載P23	要件がありますので、詳しくはP23をご覧ください。	保険年金課後期・介護・医療費助成担当
小児医療費助成の届出	氏・住所・保護者・子どもの健康保険に変更がある場合	
重度障害者医療費助成の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	
年金の届出	第3号被保険者だった場合、第1号被保険者に切替える必要があります。	保険年金課国民年金担当
障害者手帳（身体障害・知的障害）の届出	氏・住所に変更がある場合	地域みまもり支援センター 高齢・障害課障害者支援係
障害者手帳（精神障害）の届出	氏・住所に変更がある場合	地域みまもり支援センター 高齢・障害課精神保健係
自立支援医療（精神通院）の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター 高齢・障害課障害者支援係
自立支援医療（更生医療）の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター 高齢・障害課障害者支援係
自立支援医療（育成医療）の届出	氏・住所・子どもの健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター児童家庭課
小児慢性特定疾病の届出		
特別児童扶養手当の届出	受給者の世帯変更等の必要がある場合	地域みまもり支援センター 高齢・障害課障害者支援係・精神保健係
障害児福祉手当の届出		
障害福祉サービス・障害児通所支援事業の届出	受給者の変更がある場合	

その他

離婚によりひとり親になった方（手続き一覧）

手 続 き	内 容	窓 口
税金について	所得税・住民税について軽減措置が受けられる場合があります。	所得税：川崎南税務署（川崎・幸区） 川崎北税務署（中原・高津・宮前区） 川崎西税務署（多摩・麻生区） 住民税：かわさき市税事務所（川崎・幸区） こすぎ市税分室（中原区） みぞのくち市税事務所（高津・宮前区） しんゆり市税事務所（多摩・麻生区）

厚生年金の分割の届出	婚姻期間中の厚生年金記録を当事者間の合意の上で、分割することができます。原則として、離婚した日の翌日から2年以内に年金事務所等での手続きが必要です。	川崎年金事務所(川崎・幸区) 高津年金事務所 (中原・高津・宮前・多摩・麻生区)
預貯金の名義変更	氏・住所に変更がある場合	各金融機関
郵便物の取扱い変更	氏・住所に変更がある場合	(株)日本郵便お客様サービス相談センター
公共料金(電気・ガス・水道・電話)の変更	氏・住所に変更がある場合	各種ご契約されているところへお問い合わせください。
自動車運転免許証の変更	氏・住所に変更がある場合	住所地の警察署
パスポートの変更	氏・住所に変更がある場合	神奈川県パスポートセンター
不動産の登記の変更	氏・住所に変更がある場合	不動産のある市町村を管轄している法務局
生命保険等の手続き	氏・住所・受取人に変更がある場合	各種ご契約されているところへお問い合わせください。

3 死別によりひとり親になった方(手続き一覧)

区役所で

※区役所の問合せ先一覧はP62参照

手 続 き	内 容	窓 口
死亡の届出	死亡の事実を知った日から7日以内の届出が必要です。	区民課住民記録第3係
世帯主変更の申請	3人以上の世帯において、世帯主が亡くなった場合に新しい世帯主を決めるための届出	区民課住民記録第1係
国民健康保険の加入	配偶者の職場の健康保険の扶養を外れた場合	保険年金課国民健康保険担当 ※転入、転出などの手続きを伴う場合は、区民課住民記録第1係
国民健康保険の資格確認書・資格情報のお知らせの記載内容の変更	世帯主に変更がある場合	区民課住民記録第1係
葬祭費の申請	国民健康保険の加入者が亡くなった場合、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。	保険年金課国民健康保険担当
年金の届出	国民年金第1号被保険者のみの場合	保険年金課国民年金担当
	厚生年金のみ又は厚生年金と国民年金の両方の場合	川崎年金事務所(川崎・幸区) 高津年金事務所(中原・高津・宮前・多摩・麻生区)
児童手当の届出	記載P20 受給者を変更する場合	区民課住民記録第2係
災害遺児等福祉手当の届出	記載P24 要件がありますので、詳しくはP24をご覧ください。	
公立小中学校関係の届出	保護者・住所に変更がある場合	
保育所等関係の届出	氏・住所・保護者・世帯構成に変更がある場合	地域みまもり支援センター児童家庭課
児童扶養手当の申請	記載P20 要件がありますので、詳しくはP20をご覧ください。	
ひとり親家庭等医療費助成の申請	記載P23 要件がありますので、詳しくはP23をご覧ください。	保険年金課後期・介護・医療費助成担当
小児医療費助成の届出	氏・住所・保護者・子どもの健康保険に変更がある場合	
重度障害者医療費助成の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	
障害者手帳(身体障害・知的障害)の届出	氏・住所に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齢・障害課障害者支援係
障害者手帳(精神障害)の届出	氏・住所に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係
自立支援医療(精神通院)の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齢・障害課障害者支援係
自立支援医療(更生医療)の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	
自立支援医療(育成医療)の届出	氏・住所・子どもの健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター児童家庭課
特別児童扶養手当の届出	受給者の世帯変更等の必要がある場合	地域みまもり支援センター 高齢・障害課障害者支援係・精神保健係
障害児福祉手当の届出	受給者の世帯変更等の必要がある場合	
障害福祉サービス・障害児通所支援事業の届出	受給者の変更がある場合	

その他

※死別によりひとり親になった方(手続き一覧)

手 続 き	内 容	窓 口
税金について	所得税・住民税について軽減措置が受けられる場合があります。	所得税：川 崎 南 税 務 署(川崎・幸区) 川 崎 北 税 務 署(中原・高津・宮前区) 川 崎 西 税 務 署(多摩・麻生区) 住民税：かわさき市税事務所(川崎・幸区) こ す ぎ 市 税 分 室(中原区) みぞのくち市税事務所(高津・宮前区) しんゆり市税事務所(多摩・麻生区)
葬祭費・埋葬費等の申請	社会保険の加入者で葬祭等を行った方に支給されます。	協会けんぽ加入の方…全国健康保険協会支部 健康保険組合加入の方…各健康保険組合
遺族基礎年金の届出 記載P22		保険年金課国民年金担当
遺族厚生年金の届出		川崎年金事務所(川崎・幸区) 高津年金事務所(中原・高津・宮前・多摩・麻生区)
労災保険の葬祭料 遺族補償年金の請求		亡くなった方の勤務先を所管する労働基準監督署
保険金の請求	詳しくは各窓口にお問い合わせください。	生命保険会社等
医療費控除の還付		川崎南税務署(川崎・幸区) 川崎北税務署(中原・高津・宮前区) 川崎西税務署(多摩・麻生区)
死亡者の所得税の確定申告		
相続税の申告		
相続した預貯金の支払い請求		各金融機関
預貯金の名義変更		
自動車運転免許証の変更		住所地の警察署
郵便物の取扱い変更		(株)日本郵便お客様サービス相談センター
公共料金 (電気・ガス・水道・電話)の変更	氏・住所に変更がある場合	各種ご契約されているところへお問い合わせください。
パスポートの変更		神奈川県パスポートセンター
不動産の登記の変更		不動産のある市町村を管轄している法務局
生命保険等の手続き	氏・住所・受取人に変更がある場合	各種ご契約されているところへお問い合わせください。

4 子の遺棄によりひとり親になった方

父又は母が同居しないで、扶養・監護義務を全く放棄している場合は、ひとり親家庭として支援を受けられる場合があります。家庭不和や離婚を前提とした別居での遺棄は該当しません。また、配偶者の生死が3年以上不明の場合は、離婚手続きに入ることも可能です。



5 未婚の親になった方（手続き一覧）

区役所で

※区役所の問合せ先一覧はP62参照

手 続 き	内 容	窓 口
妊娠の届出 母子健康手帳の交付	妊娠と診断されたら、早めに提出してください。	地域みまもり支援センター地域支援課
出生の届出	出生した日を含めて14日以内に提出してください。	区民課住民記録第3係
個人番号通知書の受取	出生届を提出された後、概ね1か月前後で個人番号通知書が簡易書留により郵送されますので、必ずお受取りください。	区民課住民記録第1係
国民健康保険 出産育児一時金の申請	出産した方が、国民健康保険に加入している場合	保険年金課国民健康保険担当
児童手当の申請 記載P20	要件がありますので、P20をご覧ください。	区民課住民記録第2係
児童扶養手当の申請 記載P20	要件がありますので、P20をご覧ください。	地域みまもり支援センター児童家庭課
ひとり親家庭等医療費助成の申請 記載P23	要件がありますので、P23をご覧ください。	保険年金課後期・介護・医療費助成担当
小児医療費助成の届出	要件がありますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。	
税金について	所得税・住民税について軽減措置が受けられる場合があります。	所得税：川 崎 南 税 務 署(川崎・幸区) 川 崎 北 税 務 署(中原・高津・宮前区) 川 崎 西 税 務 署(多摩・麻生区) 住民税：かわさき市税事務所(川崎・幸区) こ ず ぎ 市 税 分 室(中原区) みぞのくち市税事務所(高津・宮前区) しんゆり市税事務所(多摩・麻生区)

無戸籍でお困りの方へ

前夫の子と推定されてしまう、出生証明書が手元にないなど、さまざまな理由で出生届が提出できないことにより、無戸籍でお困りの方は、横浜地方法務局川崎支局に御相談ください。
詳しくは、法務省ホームページを御覧ください。

【 H P 】 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html

【問合せ】 044-244-4166



知っていますか？ステップファミリー

近年、結婚する人の約4分の1が再婚というデータがあります。その中には子どもを連れて再婚する家庭が含まれていて、再婚等によって血縁関係のない親子関係が生まれた家族のことを「ステップファミリー」と呼ぶことがあります。「ステップファミリー」は、それまでの生活習慣等の違いからストレスを抱えたり、対人関係が複雑になりやすかったりするものの、初婚家族と同じ家族関係を期待されるなど、その複雑さが理解されにくい点がたくさんあります。急がず焦らず、十分に話し合いながら少しずつ解決していきましょう。